

岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

岐阜県税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第五節 県たばこ税(第六十条―第六十条の十一)」を「第五節 県たばこ税(第六節 削除)」を「第六節 削除」を「第六節の二」を「第六節」に、

六十条―第七十一条)に、「第六節の二」を「第六節」に、「第十一節 県固定資産税(第百二十七条―第百二十四条)を「第十一節 県固定資産税(第百二十七条―第百三十六条)」に

改める。

第十八条第五項中「この節」の下に「(第三十四条第三項から第五項までを除く。)」を加える。

第二十条中「第十三項」を「第十二項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

第二十七条第一項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同条第五項中「第二条の二第九項」を「第二条の二第八項」に改める。

第六十条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第二章中第六節の節名を削り、第六節の二を第六節とし、第十二節の節名を削る。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項

において同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第三項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは、年〇・一パーセントの割合とする。

附則第七条第十四項中「第百九条の六第二項第一号」を「第百九条の十五第二項第一号」に、「第百九条の八」を「第百九条の十七」に、「第百九条の六第一項」を「第百九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める。

附則第十条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

第二条 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第十四条の二中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十八条第五項中「第五項」を「第十二項」に改める。

第二十六条の見出し中「賦課徴収」を「賦課徴収等」に改め、同条第三項中「係る徴収金」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加える。

第二十七条第五項中「第二条の二第八項」を「第二条の二第九項」に改める。

第三十条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「第五十三条第五項、第九項、第十二項又は第十五項」を「第五十三条第三項、第八項、第十一項、第十三項、第十七項、第十九項、第二十三項又は第二十六項」に改め、同条第三項を削る。

第三十二条第一項の表一の項ホ中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改め、同条第二項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第三十四条第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項までの規定による」に、「第三項」を「第二項後段」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月の期間中」を「同項に規定する六月経過日(以下この項において「六月経過日」という。)」の

前日までの期間中」に、「六月の期間に」を「六月経過日の前日までの期間に」に改め、同条第三項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第五十六項」に、「この節」を「この条」に、「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に改め、同条第四項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十七項」に改め、同条第六項中「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十一項において同じ。）」を「同条第三項」に、「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第七項中「第二十一項」を「第三十三項」に、「第二十二項」を「第三十四項」に改め、同条第八項中「第五十三条第五十二項」を「第五十三条第六十一項」に改め、同条第十項中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十四項」に改め、同条第十一項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改め、同条第十二項中「第五十三条第六十一項」を「第五十三条第七十項」に、「同条第六十項」を「同条第六十九項」に改める。

第三十八条第二項中「第四十四条第一項第五号」を「第四十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）」に、「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第三十九条の四第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第四十一条第一項中「若しくは個別帰属益金額」及び「若しくは個別帰属損金額」を削る。

第四十二条第六項中「第四十四条第一項第五号」を「第四十四条第一項（第五号）に改め、「限る。）」の下に「に係る部分に限る。）」を加え、「その事業年度の開始の日から六月の期間の末日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日」に改める。

第四十四条第一項第四号中「（その終了の日を法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この号において「当該連結親法人」という）を「又は当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。ロにおいて同じ。）がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。ロにおいて同じ）」

に、「各連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この号において同じ。）」を「各事業年度」に改め、同号口中「との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）」を「又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人に」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第十一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項第五号中「各事業年度開始の日から六月を経過した日」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日」に、「法第七十二条の二十六第八項本文」を「同条第八項本文」に、「第十二項」を「第十一項」に改める。

第四十四条の二の二第二項中「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に、「第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項」を「第七十五条の五第一項」に、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）」を「同条第三項」に、「第七十五条の四第一項の」を「第七十五条の五第一項の」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第六項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第六十条の三第二項中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第七十二条の十一第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第十一条の六第一項中「又は同項第四号」を「同条第五項第四号」に、「に基づき同法第三十七条の十四第一項」を「又は同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同条第一項」に、「同法第三十七条の十四第五項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同条第二項中「という。」又は「を」という。）、」に、「から」を「同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第十七条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

(岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(令和元年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、岐阜県税条例第二十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削る。

附則第一項第三号を次のように改める。

三 削除

附則第一項第四号中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項第五号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項第六号中「附則第七項」を「附則第六項」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県税条例の目次の改正規定、同条例第十八条第五項及び第二十七条第五項の改正規定並びに同条例第二章第六節の節名を削り、第六節の二を第六節とし、第十二節の節名を削る改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中岐阜県税条例第六十条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第十項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中岐阜県税条例第二十条及び第二十七条第一項の改正規定並びに同条例附則第三条の二及び第十条第一項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 令和三年一月一日

四 第二条中岐阜県税条例附則第十一条の六の改正規定 令和三年四月一日

五 第二条中岐阜県税条例第六十条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第十一項の規定 令和三年十月一日

六 第二条(前二号、次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五項から第九項までの規定 令和四年四月一日

七 第二条中岐阜県税条例第二十六条の見出し及び同条第三項並びに第二十七条第五項の改正規定 令和六年一月一日

八 第一条中岐阜県税条例附則第七条第十四項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)の施行の日

九 第二条中岐阜県税条例第七十二条の十一第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

(延滞金に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）附則第三条の二の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

3 新条例第二十条及び第二十七条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 令和三年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十七条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦（旧地方税法第三十四条第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する寡夫である第十八条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

5 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「六号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。附則第九項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が六号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

6 六号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び六号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例（以下「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、六号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

8 別段の定めがあるものを除き、六号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年

旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

9 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人が六号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が六号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧条例第四十四条第一項第四号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の二十五第五項の規定により知事の承認を受けたものとみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

10 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

11 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、軽量の葉巻たばこの課税方式を見直す等のため、この条例を定めようとする。